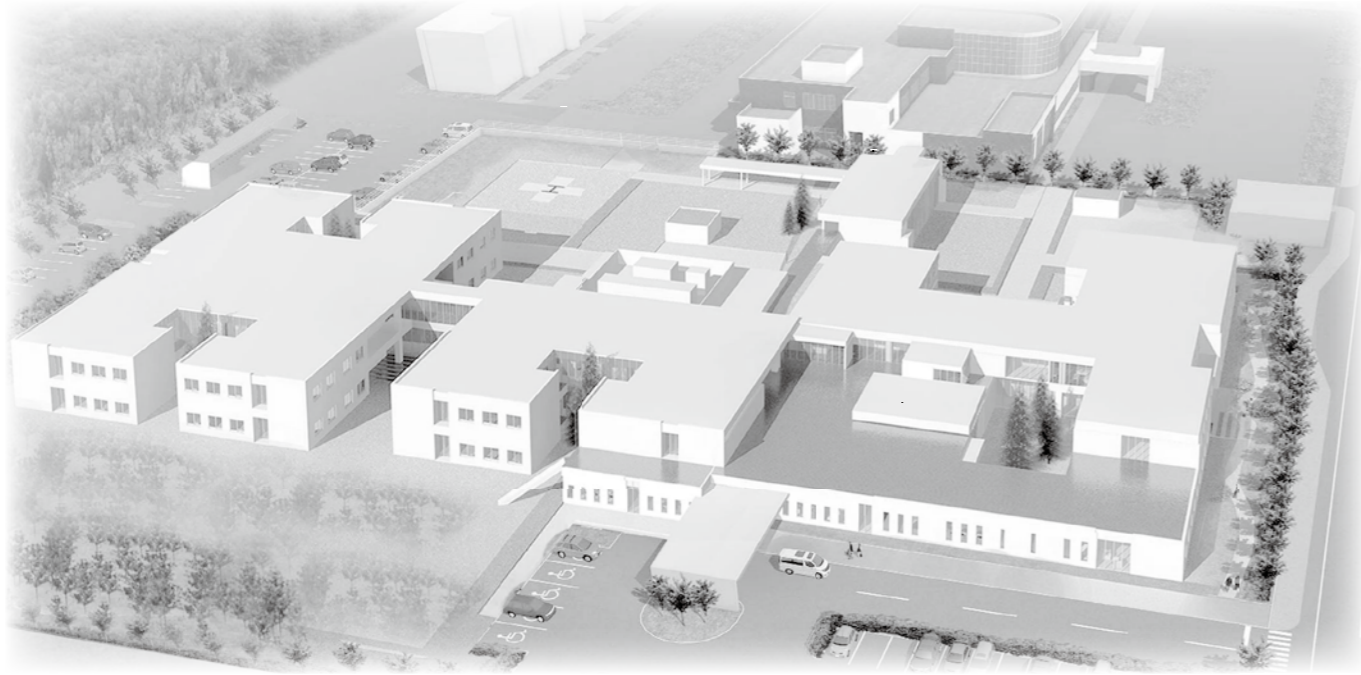


新しい養護老人ホームは全て個室になります  
**老人ホームの移転新築に向けて**



町では老人ホームの移転新築に向け、今年度から設計業務に着手しているところです。  
 今月は、施設の概要の中から、養護老人ホーム倅和園の平面図の一部(下図)をご紹介します。  
 新しい倅和園は全て個室化され、個人のプライベート空間が確保されます。新しい倅和園の居室の大きさは6畳半程度で、洗面手洗い場が備え付けられます。トイレも全て個室となり、車椅子でも容易に入れるように設計されています。各居室は、それぞれ自分の部屋として、テレビや家具なども持ち込めるようになる予定です。  
 また、共用部分も多く、みんなで語らえる場所として、談話コーナーや読書コーナーが設置されます。



問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

# あなたの勇気が 高齢者への虐待を防ぎます

高齢者虐待は、特定の人や家族で起るものではなく、どこか家庭でも起こりうる身近な問題です。「高齢者虐待防止法」では、虐待に気づいた人は市町村に通報義務があることが定められています。虐待を見つけた場合、早めに相談窓口にご相談することが事態の深刻化を防ぎます。

「怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる」「最近本人の様子が変わった」など、ご近所で気になる高齢者がいる場合にはご相談ください。相談された方のプライバシーは保護されます。相談は介護者ご自身でもかまいません。

「高齢者虐待防止法」では、高齢者だけではなく介護者への支援の必要性がうたわれています。高齢者虐待は介護の負担を背負いきれなくなり生じるケースがあるからです。そのため、相談があった場合には、

介護者への対応も同時に行います。

- ▼高齢者虐待とは
- 身体的虐待／殴る、蹴る、突き飛ばす、やけどを負わせる、ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させ動けなくさせる、など。
- 心理的虐待／言葉による脅し、悪口を言う、無視、など。
- 性的虐待／排せつの失敗に対する罰として下半身を裸にして放置する、わいせつな行為をする、それを強要する、など。
- 経済的虐待／生活費を渡さない、使わせない、無断で自宅などを処分する、年金などを使って高齢者本人の生活に支障が出る、など。
- 介護・世話の放棄、放任／病院を受診させない、薬を適切に飲ませない、ひどく不潔にする、食事を出さない、など。



問い合わせ先／役場健康推進課地域包括支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)